大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第８条第１項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する意見があった。

　なお、当該意見については、次のとおり一般の縦覧に供する。

　　令和５年６月５日

大阪府知事　吉村　洋文

１　大規模小売店舗の所在地及び名称

大東市大野一丁目1053番２ほか

カナートモール住道店

２　法第６条第３項において準用する法第５条第３項の規定による公告をした日

令和５年１月19日（令和５年大阪府告示第54号）

３　大東市の意見の概要

周辺道路における迷惑駐車や渋滞が発生した場合は、必要な対策を講じること。

４　意見の縦覧の期間及び場所

(1)　縦覧の期間

　　　 令和５年６月５日から同年７月５日まで

　(2)　縦覧の場所

　　 大阪市住之江区南港北一丁目14番16号　大阪府咲洲庁舎25階

　　 大阪府商工労働部中小企業支援室商業振興課

大東市谷川一丁目１番１号

大東市産業・文化部産業経済室